

## 意見書案第5号

### ライブハウス・クラブ形態の海の家風営法による取り締まりを求める意見書

平成20年8月、ウイークリー知事室として前神奈川県知事が逗子海岸にあるライブハウスを「海の家での新しい取組み」と持ち上げて以来、逗子海水浴場にはライブハウス、ディスコ、クラブといった本来の目的と異なる形態の海の家が乱立している。

それら海の家は、騒音をまき散らすだけでなく、最近では近隣のみならず市内全域の風紀を悪化させ、海水浴シーズンに子ども達を逗子海岸へ連れて行けない深刻な状況にあり、早急な対応が必要である。

一方、指摘した海の家は他県では風営法により厳しく取り締まりが行われている。

よって、逗子市議会は、神奈川県に対し、海の家と名を借りたライブハウス、ディスコ、クラブについて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による取り締まりを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

逗子市議会